

自然災害・新型コロナウイルス対応 などで高まる地方運輸局の役割

運輸部門事務局

経験したことのない

コロナ禍のもとで

昨年の運輸ふおーらむでは、特集記事として、災害時における対応等について、三支部（北海道、近畿、中国）に執筆していただきました。

その内容は、職員はもちろん、家族も含めて災害による影響や不安が少なくないなかで、さらには、混乱する職場環境のもとで、昼夜を問わず、献身的に対応を行ってきたことが伝わるものでした。こうした対応によって、事業者や国民の安全・安心を守る地方運輸局の役割を発揮することとなりました。その一方で、災害時に的確に対応するための職場環境の整備や体制等が不十分であることも明らかとなりました。

近年、頻発する自然災害や、今後想定される南海トラフ巨大地震や首

都直下地震などについては、国として一定の対策を検討・講じており、今後、万全なものにしていく必要があります。

しかしながら、いま、新型コロナウイルス（以下、「コロナ」）拡大のもとで、国の対応も急がれており、将来にわたって発生することが想定される自然災害への対応が後回しにならないか、懸念もあります。さらに、今回のコロナのように、突如、世界中で降ってわいたような深刻な事態がいつ発生するかもわかりません。

一方、コロナにかかる政府の対応については、多くの国民から、後手にまわっているなどのきびしい指摘がなされています。かつて経験したことのない事態が世界中で発生したことからすれば、その対応の難しさは想像を超えるものだったと思えます。こうしたもとで、地方運輸局の職場においても少なからず政府の対

応の影響を受けたほか、混乱が生じたように思います。

このうち、在宅勤務（テレワーク）に関しては、別の項（職場は今②本省職場におけるテレワークの現状）でも触れているので、こちらも参照していただくとして、この間、職場から寄せられた声をもとに、実態を振り返ってみることにします。

コロナ禍でも 行政サービスは不可欠

今年4月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部から新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。こうしたなかで、行政サービスは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務として位置づけられています。さら

に、地方運輸局の多くの業務は、「国土交通省新型コロナウイルスエンザ等業務継続計画」（2015年3月制定）

4. 社会の安定の維持
社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ 関係等）
- ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物 処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦育児サービス（託児所等）

～新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定
より抜粋～